

(第1条関係)寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>(振替授業)</p> <p>第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>の承認を受けた場合</p> <p>2 (略)</p> <p>～略～</p> <p>(分掌組織)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 グループを統括する者は、<u>第14条</u>第1項に規定する総括教諭をもつて充てる。</p> <p>5 (略)</p> <p>～略～</p>	<p>～略～</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、校長は、あらかじめ寒川町教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>の承認を得て、<u>同項第4号から第7号までに規定する休業日の一部を授業日とすることができる。</u></p> <p>(振替授業)</p> <p>第4条 校長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、授業日と休業日を又は休業日と授業日をそれぞれ振り替えることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育委員会</u> _____の承認を受けた場合</p> <p>2 (略)</p> <p>～略～</p> <p>(分掌組織)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 グループを統括する者は、<u>次条</u>第1項に規定する総括教諭をもつて充てる。</p> <p>5 (略)</p> <p>～略～</p>

(第2条関係)寒川町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、<u>平成31年</u>5月6日から施行する。</p>	<p>～略～</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、<u>令和元年</u>5月6日から施行する。</p>

(改正附則)

現行	改正案
	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第1条中第13条第4項の改正規定及び第2条の規定は、公布の日から施行する。</u></p>